

監査報告第5号  
令和4年（2022年）2月3日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥  
同 愛 須 一 史  
同 鈴 木 健 雄  
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見	順守
		収入	支出	財産	行政運営	学校運営	その他	合計		
総務局	秘書部								1	1
	広報部								2	1
	オンブズマン事務局								1	
財政局	北部市税事務所	1						1		1
	東部市税事務所								1	2
経済観光局	中央卸売市場		2					2	2	
建設局	土木部				1		1	2	1	3
教育委員会	生涯学習部		1					1		
	市立学校		1					1		
選挙管理委員会事務局										
6局	10部	1	4		1		1	7	8	8

※ 「順守」は基本的順守事項を表す。

## 2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見
		設計	監理	事務	その他	合計	
下水道河川局	事業推進部 (河川担当部以外)		2	1		3	
都市局	市街地整備部						
豊平区	土木部						
清田区	土木部						
南区	土木部		1			1	
5局（区）	5部		3	1		4	

## 3 出資団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見
公益財団法人札幌市公園緑化協会	出資団体		
	公の施設指定管理者		
	財政援助団体		
公益財団法人札幌市芸術文化財団	出資団体		
	公の施設指定管理者	1	
	財政援助団体		
札幌駅前通まちづくり株式会社	公の施設指定管理者	1	
公園緑化協会・川下公園コンソーシアム	公の施設指定管理者		
月寒公園パークライフコンソーシアム	公の施設指定管理者		
公園緑化協会・中島公園コンソーシアム	公の施設指定管理者		
公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム	公の施設指定管理者		
稲積公園グループ	公の施設指定管理者		
さとみらいプロジェクトグループ	公の施設指定管理者		
9団体		2	

定期監査  
(事務監査)

抜粋版

# 令和3年度定期監査（事務）報告書

令和3年度第2回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。  
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

**監査の種類** 定期監査

## 監査の対象

総務局 秘書部、広報部、オンブズマン事務局  
財政局 税政部北部市税事務所、税政部東部市税事務所  
経済観光局 中央卸売市場  
建設局 土木部  
教育委員会 生涯学習部、市立学校  
選挙管理委員会事務局

## 監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、12ページからの別表のとおりである。

## 監査の実施内容

監査の範囲	令和2年10月1日から令和3年9月30日まで（経済観光局中央卸売市場は令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和3年9月1日から同年12月16日まで

## 監査の結果

対象となった事務について、次のとおり注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

## 第 1 指摘事項

1 収入事務  
(省略)

2 支出事務  
(省略)

3 行政運営事務

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの

【建設局土木部】

平成25年2月に札幌市暴力団の排除の推進に関する条例が制定されたことを受け、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」により、公有財産の貸付け等における、同条例に基づいた必要な事項が定められたところであるが、監査の結果、公有財産の貸付け及び行政財産の目的外使用許可に際し、同要綱で規定する誓約書を徴取していないものや、使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないものがみられた。

こうした事務処理は、平成30年度第2回定期監査においても同様の事例がみられたものであり、一部の事務については改善がなされたものの、その後の不十分な引継ぎや関係規程の理解不足等により、事務の取扱いを再度誤ってしまったものである。

今後は、同条例の趣旨を踏まえ、関係規程についての理解を十分に深めたうえで正しい事務処理方法を再確認するとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。

4 その他の事務  
(省略)

第 2 意見  
(省略)

第 3 基本的順守事項  
(省略)